

食品安全委員会第 261 回会合議事録

1. 日時 平成 20 年 11 月 6 日（木） 13:59 ～14:47

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 農薬専門調査会における審議状況について

- ・「ジクロスラム」に関する意見・情報の募集について
- ・「ヘキサジノン」に関する意見・情報の募集について

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

- ・「オメプラゾール」に関する意見・情報の募集について
- ・「オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤（ガストロガード）」に関する意見・情報の募集について
- ・「エプリノメクチン」に関する意見・情報の募集について
- ・「エプリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤（エプリネックス トピカル）」に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・清涼飲料水「ベンゼン」に係る食品健康影響評価について
- ・清涼飲料水「1, 2-ジクロロエタン」に係る食品健康影響評価について
- ・清涼飲料水「臭素酸」に係る食品健康影響評価について
- ・清涼飲料水「トリクロロエチレン」に係る食品健康影響評価について
- ・清涼飲料水「ジクロロメタン」に係る食品健康影響評価について
- ・清涼飲料水「テトラクロロエチレン」に係る食品健康影響評価について
- ・清涼飲料水「トルエン」に係る食品健康影響評価について

(4) 食品安全委員会の 10 月の運営について

4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勸告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、猿田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 農薬専門調査会における審議状況について〈ジクロスラム〉
- 資料 1 - 2 農薬専門調査会における審議状況について〈ヘキサジノン〉
- 資料 2 - 1 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈オメプラゾール〉
- 資料 2 - 2 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤（ガストロガード）〉
- 資料 2 - 3 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈エプリノメクチン〉
- 資料 2 - 4 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈エプリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤（エプリネックス トピカル）〉
- 資料 3 - 1 清涼飲料水に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ベンゼン〉
- 資料 3 - 2 清涼飲料水に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈1, 2-ジクロロエタン〉
- 資料 3 - 3 清涼飲料水に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈臭素酸〉
- 資料 3 - 4 清涼飲料水に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈トリクロロエチレン〉
- 資料 3 - 5 清涼飲料水に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ジクロロメタン〉
- 資料 3 - 6 清涼飲料水に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈テトラクロロエチレン〉
- 資料 3 - 7 清涼飲料水に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈トルエン〉
- 資料 4 食品安全委員会の 10 月の運営について

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第261回会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にごさいます「食品安全委員会（第261回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は14点ございます。

資料1-1及び1-2が、「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料2-1から2-4までが、「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料3-1から3-7までが、「清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料4が、「食品安全委員会の10月の運営について」。

不足の資料等はございませんでしょうか。

(1) 農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

「(1) 農薬専門調査会における審議状況について」でございます。本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料1-1と1-2に基づいて、御説明いたします。

資料1-1の「ジクロスラム」の評価書(案)につきまして、御説明いたします。

評価書(案)の3ページ「審議の経緯」に記載がございますが、本農薬につきましては、国内登録はされておられません。2005年11月に、暫定の残留基準が設定されております。今回の諮問につきましては、2007年6月に、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。農薬専門調査会におきまして、2回御審議をいただきまして、本日、評価書(案)が提出されております。

評価書(案)の6ページ、「7. 開発の経緯」に記載がございますように、ジクロスラムは除草剤でございます。

作用機序は、アセトラクテートシンターゼの阻害とされております。

「Ⅱ. 安全性に係る試験の概要」につきましては、7 ページ以降に記載がされておりますが、今回は米国の評価書を基に毒性に関する主な科学的知見が整理されております。

まず、「動物体内運命試験」でございますが、ラットを用いて検討されております。投与後 72 時間で総投与量の 90% から 95% が回収されたということで、排泄の方は比較的速やかということでございます。「表 1」の方に低用量の投与をした場合、あるいは高用量を投与した場合の尿及び糞中の排泄率が示されております。尿中と糞中に排泄されるというものでございます。吸収されますと、体内分布につきましては、腎臓、血液、肝臓で高く分布するということがわかっております。

また、代謝につきましては、主な代謝経路はフェニル基の水酸化による F の生成と考えられているというものでございます。

10 ページ、「植物体内運命試験」につきましては、らっかせい及びだいずを用いまして、土壌混和による植物体内運命試験が実施をされております。結論といたしましては、子実中への移行というものは少ない農薬ということでございます。

12 ページにまいりまして、毒性試験の成績がまとめられております。「急性毒性試験」の結果を見ますと、毒性は弱いと考えられるものでございます。また、神経毒性の方は認められておりません。

13 ページ以降に、反復投与毒性試験の成績がまとめられておりますが、13 ページの「表 5」はラットの「亜急性毒性試験」でございます。本農薬につきましては、肝臓に毒性の所見が出てまいります。また、イヌを用いた亜急性毒性試験の成績が 14 ページの「表 6」にまとめられておりますが、イヌの場合ですと肝臓の外に腎臓にも影響が認められるというものでございます。

15 ページに、「慢性毒性／発がん性の併合試験」、あるいは「発がん性試験」の成績がまとめられております。ラットを用いました試験におきましては、発がん性の方は認められておりません。また、マウスの方につきましても発がん性は認められておりません。

16 ページに、「生殖発生毒性試験」の成績がまとめられております。基本的には繁殖能に対する影響、あるいは催奇形性というものは認められなかったということでございます。

「遺伝毒性試験」の成績が「表 9」にまとめられております。すべての試験結果が陰性であるということで、遺伝毒性はないものと考えられたということでございます。

最終的な「食品健康影響評価」につきましては、18 ページにまとめられております。農薬専門調査会は、無毒性量の最小値がラットを用いた 2 年間の慢性毒性／発がん性併合試験の 5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.05mg/kg

体重/日を ADI と設定したという結論になっております。

続きまして、資料 1 - 2 の「ヘキサジノン」の評価書（案）について御説明いたします。

この農薬につきましても、国内登録はございません。2005 年 11 月に、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されております。今回の評価につきましては、2007 年 3 月に、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

6 ページの「7. 開発の経緯」に記載がございますように、ヘキサジノンは、トリアジン系の除草剤ということでございまして、葉緑体膜の電子伝達阻害による光合成阻害が作用機構として推定されているというものでございます。

「安全性に係る試験の概要でございますが、今回の評価につきましては、米国あるいはオーストラリアの評価書を基に毒性に関する主な科学的知見が整理されております。

まず、「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討されております。今回の試験においては、少なくとも 83% が吸収されるということで、用量又は性差は認められなかったということでございます。

主要排泄経路は尿中ということで、48 時間以内に大部分が排泄されるという試験成績となっております。

8 ページ、「植物体内運命試験」の結果でございます。この農薬でございますけれども、例えばさとうきびを用いた試験の場合ですと、親化合物、A、B、C、D、E の 5 種類の代謝物がそれぞれ同定されております。本農薬につきましては、主に土壌から根を介して植物体内に吸収されるということで、葉の方へ移行して光合成を阻害すると考えられているものでございます。

毒性試験の成績につきましては、9 ページ以降にまとめられております。反復投与毒性試験につきましては、例えば 10 ページの「表 1」はイヌを用いた「慢性毒性試験」の成績でございますが、主に肝臓に毒性の所見が出てくるというものでございます。

11 ページ、「発がん性試験」の結果でございます。ラットを用いた試験では発がん性は認められなかったということでございますが、マウスを用いました試験におきましては、高投与群で肝変異細胞巣及び肝細胞腺腫が増加したという結果となっております。

ただ、14 ページに記載がございますように、「遺伝毒性試験」の成績によりまして、本農薬は生体において問題となる遺伝毒性はないだろうと考えられることから、本農薬について閾値を設定することが可能であると判断をされているところでございます。

12 ページ、「生殖発生毒性試験」の成績がまとめられております。ラットの「2 世代繁

殖試験」の成績によると、繁殖能に対する影響は認められなかったということでございます。

一方、ラットを用いました「発生毒性試験」におきましては、胎児におきまして、胸骨分節配列異常あるいは腎乳頭欠損の発生頻度が増加傾向を示したということでございますが、有意差がないということで、最終的には催奇形性がないであろうという判断となっております。

ウサギを用いた発生毒性試験の方では、催奇形性は認められなかったという結果となっております。

最終的な結論は、15ページにまとめられております。今回の農薬の特徴といたしまして、暴露評価対象物質につきましては、親化合物であるヘキサジノンの外、代謝物 A、B、C、D、E を対象とするという結論となっております。また、ADI につきましては、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の成績を根拠といたしまして、安全係数 100 で除した 0.049mg/kg 体重/日を ADI と設定するという結論となっております。

以上の2品目につきましては、本日、委員会終了後、12月5日までの30日間、国民からの御意見、情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく申し上げます。どうぞ。

◆本間委員 お門違いの質問で申し訳ないと思います。が、今の御説明の2つの剤は、限られた範囲での特性の説明ですが、割と色々な作用が少なく使いやすい農薬のように見えるんですけども、これが日本で登録されていなくて、アメリカで使われていたということに関しては、何か事情があるのでしょうか。

◆北條評価課長 その辺の事情は把握しておりません。後で少し調べてみたいと思います。

◆見上委員長 どうぞ。

◆畑江委員 これはアメリカとかオーストラリアの資料を使って評価をしていますけれども、結論も同じなんですか。

◆北條評価課長 例えば資料 1-1 でございますと、19 ページの「表 10」の真ん中のラインでありますけれども、米国の成績が出ております。米国と同じ ADI が設定されております。

同じように資料 1-2 につきましても、16 ページから 17 ページの「表 5」に米国とオーストラリアのものがまとめられております。この場合ですと米国と同じ値ということになっておりますけれども、オーストラリアの方は少し違う ADI を設定しているというところでございます。

◆畑江委員 それは何か特に理由は？

◆北條評価課長 そこは後で確認させていただいてよろしいですか。

◆見上委員長 よろしいですか。外に何かございますか。

それでは、本 2 件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料 2-1 から 2-4 に基づいて御説明いたします。

資料 2-1 と 2-2 につきまして、まとめて御説明をさせていただきます。

資料 2-2 を御覧いただきたいと思います。3 ページをお開きいただきたいと思います。

この資料 2-2 は、「オメプラゾール」という有効成分を含有いたします馬用の動物用医薬品でございます。

3 ページの「I. 評価対象動物用医薬品の概要」に記載がございますが、効能・効果は、馬の胃潰瘍の治療などとなっております。1 日 1 回 28 日間を限度に経口投与するという用

法となっております。

この動物用医薬品につきまして、2ページの「審議の経緯」に記載がございますけれども、承認申請がございまして、これを受けまして、2008年3月に、農林水産大臣より製造販売の承認申請に係る食品健康影響評価が、また、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がされたものでございます。動物用医薬品専門調査会におきまして、3回御審議をいただいたものでございます。

この資料2-2が動物用医薬品製剤でございまして、有効成分のオメプラゾールの評価書は資料2-1に当たります。

資料2-1の「オメプラゾール」の評価書（案）について御説明いたします。

5ページ、「7. 開発の経緯」に記載がございますように、オメプラゾールは、胃酸分泌阻害剤でございます。プロトンポンプの働きを阻害することによって、胃酸分泌を強力に抑制するというものでございまして、6ページ上段の方に記載がされておりますように、この薬剤につきましては、ヒト用医薬品としても国内外で広く使われているものでございます。

6ページから「II. 安全性に係る知見の概要」がまとめられております。

「薬物動態試験」でございまして、馬を用いて単回経口投与した試験成績が8ページにまとめられております。生物学的な利用率は絶食時で大体11%、摂食時で4%となっております。その外、薬物動態の試験につきましては、静脈内投与による試験成績もまとめられておりますが、これについては省略をさせていただきます。

11ページに排泄に関する試験成績が「表8」としてまとめられているところでございます。吸収されますと腎臓あるいは肝臓に比較的高く分布をするということがございますけれども、投与終了後には急速に排泄され、その濃度につきましても減少をしていくということがわかっております。

13ページの方にまいりますと、馬を用いて残留試験の成績がまとめられております。本製剤の用法でございまして、1日1回28日間連続経口投与をした試験におきまして、最終投与1日、3日、5日後にそれぞれサンプリングをされておりますけれども、3日以降はいずれも定量限界ということで、残留しないということが確認されているところでございます。

14ページ以降、毒性試験に関する試験成績記載をされております。オメプラゾールにつきましては、御案内のようにヒト用の医薬品としての開発、あるいは動物用医薬品として開発された関係で、非常にたくさんの試験成績が提出されております。

概要につきましては、35 ページにそれぞれの試験の総括がまとめられております。「亜急性毒性試験」では、ラット、イヌを用いて試験がされております。最も低い投与量で認められた毒性影響はイヌを用いた 13 週間の試験でございます、胃の腺底部への影響などが認められたということでございます。

「慢性毒性／発がん性試験」についての概略が 35 ページの真ん中の方に記載されております。このオメプラゾールでございますけれども、ラットの胃にカルチノイドの発生が起こることにつきましては、いろいろな報告があるようでございます。

この胃酸分泌阻害薬の投与を受けたラットでは、胃酸分泌阻害による二次的な高ガストリン血症となり、この状態が持続すると胃の ECL 細胞が増殖し、長期投与により ECL 細胞の過形成に至り、更にはカルチノイドが発生すると考えられているということでございます。そのような成績が記載されております。

「生殖発生毒性」につきましては、ラットあるいはウサギを用いた試験が実施されておりますけれども、生殖能あるいは催奇形性に対する影響はないこととなっております。

「遺伝毒性」につきましても、一部陽性という結果が出ているようでありますけれども、全体的に評価をいたしますと、特段問題となる遺伝毒性はないものと結論されているところでございます。

ADI の設定でございます。36 ページに記載がございます。

2 つの ADI というものを試算しております。

まず 1 つは、この真ん中の方に記載がございますけれども、胃酸分泌阻害作用を指標といたしまして、臨床試験、これはヒトの臨床薬理試験でありますけれども、その結果を基に算出されている値が 0.0083mg/kg 体重/日となっております。

一方で、胃酸分泌阻害以外の毒性を指標といたしまして、検討いたしますと、イヌを用いた 1 年間の慢性毒性試験の NOAEL を根拠といたしまして、ADI が 0.007mg/kg 体重/日と算出されております。

調査会の方では、より低い 0.007mg/kg 体重/日を ADI として設定をしたという結論となっております。

資料 2-2 が製剤の評価でございます。この製剤には添加剤として何種類かのものが含まれておりますけれども、4 ページの「1. ヒトに対する安全性」という項に記載がございますように、いずれの添加剤につきましても動物用医薬品、食品医薬品の添加物、あるいは食品として用いられているものということで、ヒトの健康に影響を与えるものとは考えられないという結論となっております。

製剤についての最終的な評価は6ページの「Ⅲ. 食品健康影響評価」にあります。「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる」。こういう結論になっているところにあります。

続きまして、資料2-3と2-4について、併せて御説明をいたします。

資料2-3が「エプリノメクチン」、資料2-4がエプリノメクチンを含有いたします動物用医薬品の製剤の評価書にあります。

資料2-4の3ページの「I. 評価対象動物用医薬品の概要」に記載がおりますように、この製剤は、「効能・効果」といたしまして、牛の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除ということになっております。

「用法・用量」に記載のように、牛の背線部のき甲から尾根にかけて直線的に注ぐという使用方をするというものであります。

我が国におきましては、2007年3月に、製造販売の承認申請が行われたということで、今回の評価につきましては、2008年6月に、農林水産大臣より製造販売の承認に係る食品健康影響評価について、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものであります。動物用医薬品専門調査会におきまして、2回御審議をいただいております。

資料2-3のエプリノメクチンの評価の内容について御紹介いたします。

6ページの「7. 開発の経緯」に記載がおりますように、エプリノメクチンは、アベルメクチン系の化合物に分類されるという動物用医薬品であります。

7ページの上段の方にアベルメクチン系の化合物の作用機序について記載されております。無脊椎寄生虫の筋肉及び神経細胞に存在するグルタミン酸開口型塩素イオンチャンネルに選択的に高い親和性をもって結合するという事で、寄生虫の麻痺による駆虫作用をもたらすものであります。

エプリノメクチンにつきましては、アベルメクチン系の化合物であるイベルメクチンが有する有効性と対象動物に対する安全性に加えて、乳汁への移行を抑えることを目的に開発されたということとなっております。

7ページ以降、「安全性に係る知見の概要」がまとめられております。ラットを用いた「薬物動態試験」の成績がまとめられておりますが、1日1回7日間連続経口投与をした場合の成績が記載されておりますけれども、放射活性の大半が糞中から回収されるということで、経口投与による吸収というものは極めて低いという化合物であります。

8ページの方にまいりますと、牛を用いた薬物動態試験がまとめられております。臨床

における用法・用量と同じ皮膚投与の生物学的利用率について、8ページの下段の方に記載がございますが、平均29.1%となっております。

9ページ、「②皮膚投与における血漿中濃度及び体内分布」についてまとめられておりますが、投与後9日から14日にCmaxに達するというところでございます。

排泄経路の方は糞中ということでございまして、代謝の割合は極めて低いということで、実変化体そのまま排泄されるということでございます。

今回の動物用医薬品の特徴を示すということで、12ページに乳汁におけます残留試験の成績がまとめられております。投与60から144時間後にCmaxに達したということですが、投与252時間後では検出はされたものの、いわゆる定量限界未満であったということで、乳汁への移行というものが少ないという試験成績となっているところでございます。

12ページの下段以降、毒性試験に関する試験成績がまとめられております。これもいろいろな試験が実施されてございまして、その要約につきましては23ページの「Ⅲ．食品健康影響評価」のところにまとめられております。

「亜急性毒性試験」につきましては、イヌを用いた試験が実施されております。所見といたしましては、嘔吐、散瞳、流涎、運動失調等が観察されているということでございます。

「慢性毒性／発がん性試験」につきましては、高用量におきまして、脳の橋部あるいは小脳核に限局性の変性が認められるということで、毒性学的なエンドポイントは、神経毒性であるとされているものでございます。

24ページにまいります。「発がん性試験」については実施されていないということですが、構造上類似をしているエマメクチンというものについては、発がん性試験が実施され、発がん性は認められていないということでございます。したがって、エプリノメクチンについても発がん性はないであろうと考えられると結論されているところでございます。

「生殖発生毒性試験」の成績が中段にまとめられております。ラットを用いた2世代繁殖試験の成績であります。親動物に影響が認められない18ppm投与群で児動物に振戦が認められているということでございます。催奇形性の方は認められなかったという結果となっております。

「遺伝毒性」が下段に書かれてございますが、いずれも陰性であるということから、遺伝毒性を示さないと考えられるというものでございます。

最終的なADIの設定でございますが、先ほどお話しいたしましたラットの2世代の繁殖

試験における兎動物の振戦を根拠といたしまして、安全係数 100 を適用した 0.004mg/kg 体重/日を ADI と設定するのが適当と調査会は判断をしているところでございます。

一方、資料 2 - 4 のエプリノメクチンを含有いたします製剤の安全性の評価でございます。

4 ページの上段に、添加剤についての評価が記載されております。添加剤は、医薬品添加物、食品添加物としても使用されているということでございまして、ヒトの健康に影響を与えることはないであろうと判断をされております。

最終的には 6 ページ、「Ⅲ. 食品健康影響評価」に記載がございますように、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」という結論になっているものでございます。

以上、資料 2 - 1 から 2 - 4 につきましては、本日の委員会終了後、12 月 5 日までの 30 日間、国民からの御意見、情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願います。よろしいですか。

それでは、本 4 件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

清涼飲料水に係る化学物質 7 物質に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 資料 3 - 1 から 3 - 7 に基づいて御説明いたします。

資料 3 - 1 の「ベンゼン」のパブコメの結果でございます。後ろから 2 ページ目の「参考」に記載がございますように、ベンゼンにつきまして、1 通の御意見をいただいております。これは評価書 28 ページの「参考」という欄に係る記載についてでございますが、「1 日 2 L 飲料水を摂取したとき」を「1 日 2 L 清涼飲料水を摂取したとき」と、消費者が誤った認識を招かないように、清涼飲料水の 1 日摂取量を勘案した表現にすべきという御指

摘でございます。併せまして、清涼飲料水の1日摂取量につきまして、資料を提供していただいているというところでございます。

回答でございますが、ここで言います清涼飲料水というのは、食品衛生法で決められておまして、それによりますと「乳酸菌飲料、乳及び乳製品を除く主成分1容量パーセント未満を含有する飲料をいうものである」と記載されております。いろいろなものを広く清涼飲料水として定義をしているということでございます。

ただ、御指摘がございまして、若干そういう誤解を生じることもあるかということで、最後のページでございますが、下線のように評価書の記載を変更させていただきたいと考えているものでございます。資料3-2から3-4につきましても、同様の修正をさせていただきます。

資料3-5でございます。これは御意見・情報というものはございませんでした。評価書の方を事務局の方で点検をいたしまして、最後のページに記載のように、「また」を「し

かしながら」ということで、変更させていただきたいということでございます。

資料3-6と3-7につきましては、それぞれ御意見はございませんでした。以上のようなパブコメの結果でございまして、最終的には専門調査会の審議結果をもちまして、関係機関の方に通知いたしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、化学物質・汚染物質専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、

「ベンゼンにつきましては、非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を $18 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを $2.5 \times 10^{-2} / (\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日) と設定」。

「1, 2-ジクロロエタンにつきましては、非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を $37.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを $6.3 \times 10^{-2} / (\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日) と設定」。

「臭素酸につきましては、非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を $11 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを $2.8 \times 10^{-2} / (\text{mg}/\text{kg}$ 体重/

日)と設定」。

「トリクロロエチレンについて、非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を 1.46 μ g/kg 体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを 8.3×10^{-3} / (mg/kg 体重/日)と設定」。

「ジクロロメタンの耐容一日摂取量を 6 μ g/kg 体重/日と設定。

テトラクロロエチレンの耐容一日摂取量を 14 μ g/kg 体重/日と設定」。

「トルエンの耐容一日摂取量を 149 μ g/kg 体重/日と設定」

ということよろしいですか。

(4) 食品安全委員会の10月の運営について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(4) 食品安全委員会の10月の運営について」、事務局から説明願います。

◆大久保総務課長 それでは、お手元の資料4に基づきまして、御説明申し上げます。

「1. 食品安全委員会の開催」でございます。10月2日に開催されました第256回会合の結果でございます。

(1)、家畜伝染予防法施行令の改正につきまして、リスク管理機関から説明を受けまして、下の「ポツ」に書いてございますが、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するとされたところでございます。

(2)、食品健康影響評価の結果でございます。記載の農薬2品目につきまして検討しまして、評価結果をリスク管理機関に通知しております。

(3)、(4)でございます。食品安全委員会の9月の運営、食品安全モニター8月分について報告しております。

(5) その他でございます。事故米穀の不正規流通及び中国における牛乳へのメラミン混入事案につきまして、事務局から報告しております。

10月9日に開催されました第257回会合の結果でございます。

(1) 記載の農薬4品目につきまして、リスク管理機関から説明を受けております。

2ページでございます。(2)、農薬専門調査会から報告されました以下の2品目の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(3)の食品健康影響評価の結果でございます。記載の農薬3品目につきまして検討しまして、評価結果をリスク管理機関に通知しております。

(4)、米国における対日輸出認定施設等の現地査察結果につきまして、厚生労働省、農林水産省から報告を受けております。

(5)、メラミン等に関する科学的知見ということで、名古屋市立大学の郡教授から説明を受けまして、「メラミン等による健康影響について」ということでホームページに掲載することを決定しております。

10月16日に開催されました第258回会合の結果でございます。

(1) 添加物専門調査会及び農薬専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(2) の食品健康影響評価の結果でございます。記載の農薬2品目につきまして検討しまして、評価結果をリスク管理機関に通知しております。

(3)、中国産冷凍いんげんからの農薬の検出について、事務局から報告をしておりません。

3ページでございます。10月23日に開催されました第259回会合の結果でございます。

(1)、添加物2品目につきまして、リスク管理機関から説明を受けております。

(2)、農薬専門調査会及び遺伝子組換え食品等専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(3)、食品健康影響評価の結果でございます。記載の遺伝子組換え食品等1品目につきまして検討しまして、評価結果をリスク管理機関に通知しております。

(4)、食品安全委員会の改善に向けた検討につきまして、事務局が取りまとめた「改善の方向性」を基に、今後、具体的な方策について議論することになったところでございます。

(5)、リスクコミュニケーション改善PTの検討状況ということで、事務局からの説明を受けた後、審議いたしまして、各アイデアの実現可能性について検討を行った上で、「食品安全委員会の改善に向けた検討について」反映させていくとなったところでございます。

(6)、「食品安全ダイヤル」9月分について報告。

(7)、既存添加物の安全性見直しの状況につきまして、厚生労働省から報告を受けております。

(8)、こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止につきまして、事務局から報告をしております。

4ページでございます。10月30日に開催されました第260回会合の結果でございます。

(1)、農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(2)、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果につきまして、事務局から報告をしまして、「ポツ」がございますが、当該物質につきまして、その低減の結果について、委員会に報告するというを依頼することとなったところでございます。

(3)、食品安全モニターの9月分について報告。

(4)、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の改正につきまして、御審議をいただいたところでございます。

「2. 専門調査会の運営」でございます。

以下は、開催日時のみを紹介とさせていただきます。

企画専門調査会につきましては、第26回会合を10月9日に開催しております。

緊急時対応専門調査会につきましては、第26回会合を10月29日に開催しております。

5ページでございます。添加物専門調査会につきましては、第63回会合を10月21日に開催しております。

農薬専門調査会につきましては、第16回確認評価第二部会を10月3日。

第26回総合評価第一部会を10月8日。

第44回幹事会を10月15日。

第24回総合評価第二部会を10月17日。

第20回確認評価第一部会を10月22日にそれぞれ開催しております。

6ページでございます。動物用医薬品専門調査会につきましては、第99回会合を10月28日及び第100回会合を同じく10月28日に開催しております。

器具・容器包装専門調査会につきましては、第2回生殖発生毒性等に関するワーキンググループを10月23日に開催しております。

化学物質・汚染物質専門調査会につきましては、第3回の鉛ワーキンググループを10月24日に開催しております。

7ページでございます。微生物・ウイルス専門調査会につきましては、第4回のワーキンググループを10月8日、第3回会合を10月17日に開催しております。

プリオン専門調査会につきましては、第51回会合を10月15日、第52回会合を10月31日に開催しております。

かび毒・自然毒等専門調査会につきましては、第9回会合を10月14日に開催しております。

8 ページでございます。新開発食品専門調査会につきましては、第 1 回のワーキンググループ小グループを 10 月 6 日に開催しております。

「3. 意見交換会等の開催」でございます。

(1) でございますが、「とくしま食の安全・安心シンポジウム」を 10 月 9 日に徳島県で開催しております。また、「ヨーロッパにおける微生物のリスク評価」をテーマにしたリスクコミュニケーションでございますが、10 月 17 日に東京都で開催しております。

「地域の指導者育成講座」につきましては、10 月 21 日に広島県で開催しております。

9 ページでございます。「リスクコミュニケーター育成講座」につきましては、10 月 15 日に愛知県で、10 月 22 日に山口県でそれぞれ開催しております。

(4)、10 月 23 日に消費科学連合会との懇談会を開催しております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、質問等がございましたら、よろしくをお願いします。よろしいですか。

それでは、外に議事はございますか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 ありがとうございました。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 261 回会合を閉会いたします。次回の委員会につきましては、11 月 13 日（木曜日）14 時から開催を予定しておりますので、お知らせします。

また、来週 11 日（火曜日）14 時から添加物専門調査会が公開。

12 日（水曜日）14 時から農薬専門調査会総合評価第二部会が非公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。以上です。